

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県税条例の一部を改正する条例（3・31揭示）	3

### 公布された条例のあらまし

#### ◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第46号）

- 1 条例改正の目的  
地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布されたこと等に伴い、県民税、法人の事業税、不動産取得税、自動車取得税及び軽油引取税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
  - (1) 法人の事業税  
ガス供給業のうち、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものについて、資本金1億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金1億円超の普通法人以外の法人にあっては所得割額により、それぞれ課すること。（第53条第1項）
  - (2) 不動産取得税
    - ア 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずること。（第83条第3項）
    - イ 宅地建物取引業者が新築された日から10年以上を経過した既存住宅の敷地の用に供する土地（当該既存住宅とともに取得したものに限る。）を取得し、その取得後2年以内に、当該土地の上にある既存住宅に対し住宅性能向上改修工事を行った後、当該既存住宅のうち一定のもの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該既存住宅のうち一定のものをその者の居住の用に供した場合において、当該宅地建物取引業者が取得した当該土地について、その取得が平成31年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずること。（付則第18条の4）
    - ウ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること。（付則第16条第1項）
    - エ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること。（付則第16条第2項）
    - オ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること。（付則第17条）
    - カ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則100分の4）を100分の3とする特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること。（付則第18条）
    - キ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長すること。（付則第19条）
  - (3) 自動車取得税
    - ア 免税点を50万円とする特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長するこ

と。（付則第22条の2の2）

イ 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。（付則第22条の2の3）

（ア）次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか2以上を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（dに掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずること。

a 車両総重量が5トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

b 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

c 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

d 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

（イ）車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。

（ウ）バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新

規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずること。

（4）軽油引取税

次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長すること。（付則第22条の4）

ア 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

イ 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

ウ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

エ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

オ 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

（5）その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

-----  
**条 例**  
 -----

高知県税条例の一部を改正する条例をここに定める。  
 平成30年3月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第46号**

**高知県税条例の一部を改正する条例**

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
 第5条第2項第1号中「第53条第40項」を「第53条第42項」に改め、同項に次の4号を加える。

- (17) 法第22条の4第1項及び第3項の規定に基づく裁判官に対する臨検、捜索又は差押え（法第22条の5第1項及び第2項の規定に基づく通信事務を取り扱う者に対する差押えを含む。）等の許可の請求に関する事項  
 (18) 法第22条の19第2項の規定に基づく裁判官に対する鑑定に係る物件の破壊の許可の請求に関する事項  
 (19) 法第22条の26、第22条の27ただし書、第22条の28第2項並びに第22条の29第1項及び第2項の規定による検察官に対する告発に関する事項  
 (20) 法第22条の28第1項の規定による犯罪者に対する通告（法第22条の28第3項の規定に基づく当該通告の更正を含む。）に関する事項

第53条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「ガス供給業」を「ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」に改める。

第75条の2第1項中「一戸につき1,200万円」を「一戸」に、「につき1,200万円」を「」について1,200万円」に改め、同条第2項中「にあっては」を「には」に、「前項」を「、前項」に改め、同条第3項中「第86条の2第1項」を「第83条第3項」に、「につき」を「について」に改め、同条第4項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改める。

第83条第1項中「においては」を「には」に、「一戸について」を「一戸」に、「について」を「」について」に改め、同項第3号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に、「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第1項各号列記以外の部分及び同項第1号並びに第2項各号列記以外の部分及び同項第1号中「当該土地の上に」とあるのは「当該土地に対応する仮換地等の上」と、第3項中「当該土地に隣接する土地」とあるのは「当該土地に対応する仮換地等に隣接する土地」と、前項中「その土地に隣接する土地」とあるのは「その土地に対応する仮換地等に隣接する土地」を「第1項から第3項までの規定中「額に当該土地」とあるのは「額に当該土地に対応する仮換地等」と、第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号中「の上」とあるのは「に対応する仮換地等の上」と、第4項及び前項中「土地に」とあるのは「土地に対応する仮換地等に」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中

「においては」を「には」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第86条の2までにおいて同じ。）一戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

- (1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第86条の2第1項の規定に該当する場合に限る。）  
 (2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第86条の2第1項の規定に該当する場合に限る。）

第84条第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に、「1年以内」を「1年以内、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあっては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第86条の2第1項の規定に該当することとなった日前行われたものに限る。）にあっては当該土地の取得の日から6月以内」に改める。

第85条中「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改める。

第86条第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改める。

第86条の2第1項中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第5項中「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改める。

第86条の3第5項、第86条の4第4項、第86条の5第4項、第87条第4項及び第88条第4項中「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改める。

第135条第6号中「国税犯則取締法（明治33年法律第67号。法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法（昭和32年法律第37号）及び特別とん税法（昭和32年法律第38号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を「国税通則法第157条第1項、関税法第138条第1項（とん税法（昭和32年法律第37号）第14条及び特別とん税法（昭和32年法律第38号）第12条において準用する場合を含む。）若しくは法第22条の28第1項の規定により通告処分」に改める。

第136条第12号及び第138条第12号中「第144条の54において準用する国税犯則取締法」を「第22条の28第1項」に改める。

付則第12条の2第1項中「及び第25項並びに第26項（同条第28項（同条第29項）を「から第27項まで及び第28項（同条第30項（同条第31項）に、「」において」を「」の規定により」に、「及び同条第29項」を「及び同条第31項」に改め、同条第3項中「及び第25項並びに第27項（同条第28項（同条第29項）を「から第27項まで及び第29項（同条第30項（同条第31項）に、「」において」を「」の規定により」に、「及び同条第29項」を「及び同条第31項」に改める。

付則第16条第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第2項中「同項第1号」を「同項」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「土

地の取得の日を「同日」に、「当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

付則第17条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

付則第17条の2中「につき1,200万円」を削る。

付則第18条第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「若しくは第2項」を「から第3項まで」に、「第18条の3第1項」を「第18条の3第1項若しくは第18条の4第1項」に改める。

付則第18条の2中「一戸について」を「一戸」に、「規定するものについて」を「規定するもの」に改める。

付則第18条の3第1項中「第75条の2第1項に規定する」を削り、「第9条の3第1項に規定するもの」を「第9条の3第1項に規定するもの（以下この項及び次条第1項において「住宅性能向上改修工事」という。）」に、「当該改修工事」を「当該住宅性能向上改修工事」に、「この項」を「この項及び次条第1項」に改め、同条第5項中「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（改修工事対象住宅用地の取得に対する不動産取得税の減額等）

**第18条の4** 知事は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で政令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 前項の規定により減額を受けようとする者は、次に掲げる事項等を記載した規則で定める様式による申請書にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 改修工事対象住宅用地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 改修工事対象住宅用地の取得年月日
- (4) 改修工事対象住宅の新築及び取得の年月日
- (5) 改修工事対象住宅の構造及び床面積並びに取得価額

3 知事は、宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該宅地建物取引業者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する

ものとする。

4 第84条第2項の規定は、前項の申告について準用する。

5 第85条の規定は、第3項の規定により徴収猶予をした場合について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「付則第18条の4第3項」と、「第83条第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。

6 知事は、改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該納税義務者の申請に基づいて当該徴収金を還付するものとする。

7 第86条第2項の規定は、前項の還付の申請について準用する。

8 第71条第10項の規定は、第6項の規定による還付をする場合について準用する。

付則第19条第1項中「によって」を「により」に、「 $\Gamma$ 」を「 $\Gamma$ 」をいう。第3項において同じ」に、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「又は第2項」を「から第3項まで及び前条第1項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第3項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「にあつては」を「には」に改め、「法第388条第1項の」を削り、「によって」を「により」に、「中に第1項に規定する」を「中に」に改める。

付則第22条の2第2項から第8項までの規定中「第12項」を「第13項」に改める。

付則第22条の2の2中「平成30年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

付則第22条の2の3第9項中「並びに衝突」を「 $\Gamma$ 、衝突」に、「を備えるもの」を「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの」に、「第3号」を「第4号」に改め、同項第3号中「及び同条」を「 $\Gamma$ 、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第12条の2の4第9項第2号」を「第12条の2の4第9項第3号」とし、「及び同条」を「 $\Gamma$ 、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「乗用車（法附則第12条の2の4第9項第1号に規定する総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号に規定する総務省令で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）」を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第9項第2号」に、「及び同法第41条」を「 $\Gamma$ 、同法第41条」に、「保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（法附則第12条の2の4第9項第1号に規定する総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号に規定する総務省令で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装

置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

付則第22条の2の3第10項を次のように改める。

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(法附則第12条の2の4第10項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

付則第22条の2の3第13項中「第12条の2の4第13項」を「第12条の2の4第14項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「車両総重量が12トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第12項に規定する総務省令で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「同項に」を「法附則第12条の2の4第13項に」に、「平成31年3月31日」を「平成31年3月31日(車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあっては、平成30年10月31日)」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「第12条の2の4第11項」を「第12条の2の4第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(法附則第12条の2の4第11項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

第22条の4第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同項の表中

ア 汽力発電装置の助熱(軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。)の用途  
イ ガスタービン発電装置の動力源の用途

を

「 汽力発電装置の助熱(軽油専焼バーナー及び重油加熱バ

「バーナーによるものに限る。)の用途

に改め、8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、同条第2項中「によって」を「により」に、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(法人の県民税に関する経過措置)
- 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の高知県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。  
(法人の事業税に関する経過措置)
- 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうちガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもの(以下この項において「特定ガス供給業」という。)を行っていた法人(同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)を除く。)の特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を高知県税条例第56条第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額(法人税法(昭和40年法律第34号)第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。)の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を高知県税条例第56条第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
(自動車取得税に関する経過措置)
- 新条例付則第22条の2の3第9項から第11項まで及び第13項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得

に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 7 新条例付則第22条の4第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。